

社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会
障害者総合支援法地域生活支援事業
移動支援サービス重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所 相談窓口
電話 0422-79-3509
(毎週月曜日から土曜日までの 午前9:00から午後5:00まで受付)

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所
事業所所在地	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階 福祉センター内
電話番号	0422-79-3509
サービス提供地域	三鷹市・武蔵野市・小金井市・調布市・府中市・世田谷区・杉並区
事業所番号	13204007

(2) 職員体制

	人数
管理者、事務職員	各 1名
サービス提供責任者	3名
ガイドヘルパー (知的)	約 15名

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00
平日	○	○	○
土・日、祝祭日及び国民の休日、12/29~翌年1/3	必要と認められる場合のみ		

3. サービス内容

移動支援サービス (ガイドヘルプサービス)

・通院・移動の介助

- * 原則1日の範囲内で用務を終えるもの。通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる移動の介助はいたしません。
- * 買い物などの移動支援も行ないますが、安全な支援業務遂行のため荷物などは持ちませんので予めご承知置きください。

4. 利用料金

(1) 利用者負担額

地域生活支援事業移動支援利用者負担額（サービスに要した費用の原則1割）

- ※ 1人のガイドヘルパーによる移動支援が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと同時に2人のガイドヘルパーでサービスを提供した場合は、2人分の利用者負担額をいただきます。
- ※ 支給対象サービス利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、サービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、実費をいただきます。

- ① 通常のサービス提供地域以外で、当事業所のサービスを利用される場合は、ガイドヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。
- ② 移動支援サービスにおいてガイドヘルパーが同行する際の公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービス利用時にその都度ご負担いただきます。）

(3) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前日午後5時までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日午後5時までに通知することなく、サービス利用を中止した場合は、キャンセル料として一回のサービスにつき850円をお支払いいただきます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。
(連絡先：0422-79-3509)

(4) 料金支払いの方法

利用当月分の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算し、翌月末に口座振替にてお支払いいただきます。

5. サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

電話などでお申し込み下さい。

サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は地域支援事業支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
→サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
→人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前迄に文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
→次の場合、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が施設に入所した場合
 - ・ 移動支援事業の支給有効期間が終了し、その後支給決定がない場合

- ・ 利用者がお亡くなりになられた場合
- ④ その他
 - ※ 当事業所が次に掲げる内容に該当した場合、利用者は文書で解約通知をすることによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - ・ 守秘義務に反した場合
 - ・ 利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
 - ・ 破産した場合
 - ※ 利用者が次に掲げる内容に該当した場合、当事業所は文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・ 受けたサービスの料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ・ 利用者やご家族が当事業者やガイドヘルパーに対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当

電話 0422-79-3509
FAX 0422-71-2053

(2) 当事業所以外に、下記の窓口で苦情を伝えることができます。

- ・ 三鷹市社会福祉協議会 苦情解決窓口
 - 電話 0422-46-1108
 - FAX 0422-49-8437
- ・ 東京都社会福祉協議会 権利擁護センター
福祉サービス運営適正化委員会事務局
 - 電話 03-3268-1148
 - FAX 03-3268-2148

7. 当協議会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会
代表者	会長 亀谷 二男
所在地・電話番号	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階 福祉センター内
	電話 0422-46-1108
	FAX 0422-49-8437

定款に定めた事業

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 前3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 資金貸付 (イ奨学資金、ロ応急援護資金、ハ社会事業資金 (8) 生活福祉資金貸付等相談事業 (9) 放課後児童健全育成事業の経営 (10) 老人居宅介護等事業の経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 移動支援事業の経営 (13) 福祉サービス利用援助事業の経営 (14) 老人福祉センターの運営 (15) その他この法人の目的達成のために必要な事業

事業所数 居宅介護支援事業所 1ヶ所 訪問介護事業所 1ヶ所